

用語解説

あ行

アンダーパス

鉄道や道路を立体交差して、掘り下げ式になっている下の道路のことです。

意匠

建築物や工作物などで、その形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫をした表現のことです。

ウォーターシュート、コースター

ウォーターシュートとは急斜面にレールを敷き、ボートをそのレールにのせて下の池の水面に滑りおろす遊戯施設のことです。コースターは、一般にはジェットコースターやローラーコースターと呼ばれる、遊戯施設のことです。

ウォーターフロント景観

都市の中で、海などの水面に近接した地域の景観のことです。従来は港湾、工場など産業用に利用されることが多い地域でしたが、近年は天王洲地区のように親水性を活かした住居・商業地域として開発される例が増えています。

オープンスペース

建築物の足元に設けられている一般的に公開された空地や公共・公益施設の屋外空間、公園をはじめとする広場など、建物が建っていない開放された空間のことです。

屋外広告物

屋外広告物とは「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及び張り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」(屋外広告物法第2条第1項)をいい、非常に幅広くとらえられます。

か行

外構

建築物の外まわりの総称で、塀や生け垣、門扉、車庫、庭、アプローチなどをさします。

架空線

コンクリート柱・鉄塔などの支持物によって空中に張り渡した電線のことです。

基本色

外壁各面の4/5以上の範囲に用いる色彩のことです。

狭隘

「狭」は「せまい」、「縫」は「くびれる」ことで、狭くて通りにくい道路のことをさします。一般に、道路幅員が4m未満のものを狭隘道路とよんでいます。

強調色

外壁に表情をつける場合などで、外壁各面の1/5以下の範囲に用いる色彩のことです。

区画形質の変更

都市計画法では、無秩序な開発を規制するために開発許可の制度を設けていて、その開発許可の対象となるのが、「土地の区画形質の変更」です。具体的には、土地の区画を形成する公共施設（道路・水路など）を新設・廃止・移動することにより、土地の「区画」を変更することや、土地の盛土・切土により、土地の形状を変更することや、宅地以外の土地（農地・山林など）を、宅地にすることなどを指します。

景観アドバイザー

重点地区などの建築物等の景観上配慮すべき事項について、事業者等との事前相談を行うために区長が委託する、都市景観に関する専門知識・経験を有する専門家を活用した制度のことです。

景観協定

景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めます。

景観行政団体

景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のことです。品川区は平成22年7月15日に東京都の同意を得て景観行政団体となりました。

景観計画

景観行政団体が、景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のことです。景観計画では「景観計画の区域」「良好な景観の形成に関する方針」「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」「景観重要建築物又は景観重要樹木の指定の方針」を定めます。また、必要に応じて、「屋外広告物の表示等に関する事項」「景観重要公共施設の整備等に関する事項」などを定めることができます。

景観資源

歴史資産や公園等のみどり、池や河、街並みの様子、近代建築物など、地域の景観を特徴づける様々な資源をさします。

景観重要建造物

景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な建築物として指定されたものです。指定されると、現状変更にあたり許可が必要となります。

景観重要公共施設

景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な道路、河川などの公共施設で、管理者の同意を得て指定されたものです。景観計画に、管理者の同意を得て景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が

定められると、管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行わなければなりません。

景観重要樹木

景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内に存在し、良好な景観の形成に重要な樹木として指定されたものです。指定されると、伐採などにあたり許可が必要となります。

景観条例

景観法において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するため必要な事項を定める条例です。品川区では、実効性の高い景観施策の実現に向けて、届出対象の行為など、景観法に基づき定める事項のほか、事前相談や景観審議会の設置など区独自の事項を定めています。

景観審議会

景観条例に基づいて設置した品川区の附属機関で、景観形成に関する重要な事項について、専門的な観点から審議する役割を担います。

景観地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、景観計画よりも、より積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、市区町村が都市計画として定める地区のことです。景観地区では、建物の形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。

景観法

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律です。景観に関する基本法的な部分と良好な景観の形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成されています。

景観法に基づく届出制度

建築物の建築等に対する届出・勧告を基本として規制誘導を行う制度です。建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例で対象行為を定めることにより変更命令等が可能となります。

さ行

彩度

色の鮮やかさを示す度合いで、鮮やかさを 0 から 14 までの数値で示します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 となります。逆に鮮やかな色彩の色ほど数値が大きく赤の原色の彩度は 14 程度です。最も鮮やかな色相の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは 14 程度、青緑や青などは 8 程度です。色相にもありますが、中～高明度の色は原色又は原色に近く、派手な色となります。

色相

色合いを示します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、Y R、Y、G Y、G、B G、B、P B、P、R P）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yのように表記します。

しながわ百景

昭和62年に区政40周年および区民憲章5周年の記念事業として、「わがまちしながわ」の生活・歴史・風土を伝える風景を区民のみなさんに選んでもらったものです。

斜面緑地

傾斜している地盤にある緑地のことです。

修景

良好な景観を形成するために、建築物や工作物の形態・意匠・色彩などの外観を周辺の景観（街並みなど）と調和させることやストリート・ファニチャーを配置することです。

重点地区

魅力的な景観を育むために、重点的に取り組む地区を、他の地域とは別に地域を区分して重点地区として定めます。重点地区ごとに景観形成の方針、景観形成基準、届出の対象とする行為や規模を定めます。

植栽地盤

植物を植栽する場所の地盤の総称を言います。

スカイライン

山並みや稜線などの地形や、都市の建物群が連続して形成される街並みの輪郭が形成する空との境界線のことです。

占用許可

道路や河川などの公共施設の区域内において、公共施設上や上空、地下の一部に工作物などを設置し、独占的に継続して使用することについて、管理者が許可することです。

た行

堆積

うず高く積み重なること、また、その積み重なったものを指します。

多様な植栽

地域の気候風土に合った植物で、開花、紅葉や実のなる時期などが異なる様々な大きさ、形態の複数の種類の植物が植えられている状態のことです。

端緒

物事の手掛かり、いとぐち、きっかけなどのことです。

地区計画

都市計画法第12条の4に定められた制度で、ある一定の地区を対象に、実情に合ったきめ細かい規制を行い、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全する制度のことです。建物用途や容積率のほか、建物の高さ、壁面の位置、敷地規模、形態意匠、緑化、樹木の保全などについて定めることができます。

電線類の地中化

電線や通信線等及び関連施設を地中に埋設するなど、道路上から架空線などを無くす取り組みのことです。防災と景観の改善、路上スペースの確保などを目的に行われます。

東京都景観計画

東京都の定めている景観法に基づく景観計画のことです。都全域の広域的な視点から届出対象行為や景観形成基準を定めているほか、景観形成特別地区や景観重要公共施設についても定めています。

届出対象行為

届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設などの行為です。品川区景観計画では、市街地の分類に応じて一定規模以上の行為を届出対象としています。

な行

法面

道路工事や宅地造成などにより、切土や盛土で作られる人工の斜面のことです。

は行

ヒューマンスケール

人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさのことで、建築や外部空間などで人間が活動するのにふさわしい空間のスケールを指します。

ファサード

主に建築物の正面の外観のことであり、建築デザインの重要な要素であるとともに、街並みを形成する重要な役割を果たします。

輻輳

ものが一ヶ所に集中して混雜している状態のことで、交通や通信が集中して混雜することを指します。

プロムナード

樹木やアート等の設置により歩行者が歩いて楽しめる工夫のされている川沿いや公園等に設けられた散策道を示すものです。

壁面後退

隣地境界線や道路境界線から建物の外壁面や柱を、ある距離まで後退させることです。

分節化

小さな単位に区切ることをいいます。

防災まちづくり

地震や豪雨などによる被害を、できるだけ小さくするように災害に強いまちを行政と区民の協働つくっていくことを指します。品川区では、密集市街地整備促進事業、都市防災不燃化促進事業、防災生活圏促進事業などを地元の方々と協働で取り組んでいます。

ポケットパーク

街の一角などに設けられる小さな公園のことです。

ま行

間口率

建築物が前面の道路に面する部分の長さの、敷地前面の道路に接する部分の長さに対する割合のことです。延焼遮断の機能を持つ道路の沿道では、耐火建築物ができるだけ隙間なく立地することが延焼遮断の効果を高めるため、間口率を地区計画で定めています。

マンセル値

マンセル表色系で表現される色彩の値のことです。特定の1色をマンセル表色系で用いる色相（色合い）・明度（明るさ）・彩度（鮮やかさ）により、数値表記したものです。

水辺景観形成特別地区

東京都景観計画により定められた景観形成特別地区の一つです。

明度

色の明るさを示す度合いで、明るさを0から10までの数値で示します。明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。最も明るい白が、明度9.5程度、最も暗い黒が明度1.0程度となります。明度が高いと白っぽい色となり、明度が低いと黒っぽい色となります。

ら行

ランドマーク

景観構造上の核となり、住民が日常生活や生活意識の中で移動する際の目印となるものであり、象徴的な山や施設等を位置づけています。また、区民の心に強く印象づいている歴史的建築物や橋等もランドマークとなっています。

緑被率

一定の地域の中で、その地域に草地や樹林等が生育している面積の割合です。中高木ではその樹冠投影面積を算入します。

路地

市街地に形成される、人や自転車のみが通ることのできるような、身近な生活道路のことです。

品川区景観計画

平成23年1月 発行

発行 品川区都市環境事業部水とみどりの課
品川区広町2丁目1番36号
電話03(3777)1111(代表)

